さいたま市屋外広告物条例のしおり



平成25年8月

さいたま市

屋外広告物は、会社の所在や商品の情報を提供するなど身近な伝達手段として親しまれ、私たちの日常生活に大きな役割を果たしています。そして、美しくデザインされた屋外広告物は、街のにぎわいを演出し、見る人に楽しさを与えてくれます。

しかし、屋外広告物が無秩序、無制限に氾濫すると、街の景観を損なうことがあったり、時には 屋外広告物の落下などにより市民に思わぬ危害を及ぼす要因となることも考えられます。

そこで、さいたま市では、「良好な景観の形成」「風致の維持」「公衆に対する危害の防止」を目的として、『さいたま市屋外広告物条例』を制定し、屋外広告物のルールを定めています。

この『しおり』は、屋外広告物の表示などのルールを関係者の方々をはじめ、広く市民のみなさんに御理解いただくために、わかりやすく解説したものです。

さいたま市をさらに魅力的で美しく、住みやすい街としていくため、皆様の御協力をお願いいた します。

目次

	1.	屋外広告物とは	р	2
	2.	許可	p	2
	3.	管理者制度	p	3
	4.	届出	р	3
	5.	許可手数料	р	4
	6.	許可の表示	р	4
	7.	禁止地域	р	5
	8.	禁止物件	р	6
	9.	禁止広告物	р	6
1	0.	許可基準	р	7
1	1.	適用除外 p	1	0
1	2.	屋外広告業の登録p	1	2
1	3.	特例届出制度 p	1	7
1	4.	除却義務 p	1	9
1	5.	処分・罰則p	1	9

1. 屋外広告物とは

屋外広告物とは、「常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示される」広告板等をいいます。 屋外広告物の種類には、広告板、広告塔、屋上広告、壁面広告、突出し広告、電柱広告、はり紙、 立看板、広告旗、アドバルーン、広告幕などがあります。

屋外広告物を出す場合には制約がありますが、私たちが日常生活を営む上で最小限必要なものについては、一部例外を認めています。これを「適用除外」といいます。

「適用除外」を受けられる代表的な屋外広告物として、自己の事業所等の建物やその敷地に自己の氏名や名称、事業内容などを表示する広告物(**自家広告物**)があります。

2. 許可

(1)許可申請

屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置する場合には、<u>許可を受けなけれ</u> ばなりません。<条例第6条> **※郵送による許可手続き**はできません。

なお、広告物を表示又は掲出物件を設置することができない場所(**禁止地域**)や物件(**禁止物件**)、 広告物の基準や条件などがありますので、注意してください。(p5~p6を参照)

許可を受ける場合には申請が必要となります。

- ◎許可申請に必要な書類<規則第3条>(正・副2通)
 - ①屋外広告物等表示(設置)許可申請書[様式第1号]
 - ②案内図及び配置図又はその周囲の状況を知り得る写真
 - ③形状、寸法、材料、構造、意匠、色彩などに関する仕様書及び図面
 - ④他人(国、県、市等含む)の所有、又は管理する土地又は物件(建物や工作物)に出す場合は、その許可書(道路占用許可書など)又は承諾書(土地使用承諾書など)
 - ⑤屋外広告物の管理者を置く場合は、その者の資格等を証する書面
 - ⑥景観形成型広告物整備地区に表示する場合は、条例第16条第6項の届出をしたことが確認できる書類
 - (7)委任状(代理人による申請の場合)
 - ⑧手数料
 - ※ 許可申請は、工事着手の日の15日前までに行ってください。

(2)変更(改造)の許可申請

許可を受けた屋外広告物を変更、又は改造しようとする際には、許可を受けなければなりません。< <条例第13条> ※郵送による許可手続きはできません。

変更許可を受ける場合には申請が必要となります。

- ◎変更(改造)の許可申請に必要な書類<規則第10条>(正・副2通)
 - ①屋外広告物等変更(改造)許可申請書[様式第6号]
 - ②案内図及び配置図又はその周囲の状況を知り得る写真
 - ③形状、寸法、材料、構造、意匠、色彩などに関する仕様書及び図面
 - ④現地の写真(変更・改造前のもの)
 - ⑤委任状(代理人による申請の場合)
 - ⑥手数料
 - ※ 許可を受けずに変更(改造)が行われた広告物は、許可の期間の更新ができなくなりますので注意してください。

(3)許可の期間の更新申請

許可には期限があります。引き続き掲出する場合は、<u>許可の期間の更新をしなければなりません。</u> <条例第12条> **※郵送による更新手続きはできません。**

- ◎許可の期間の更新申請に必要な書類<規則第9条>(正・副2通)
 - ①屋外広告物等許可期間更新申請書「様式第4号]
 - ②広告物の現況写真(周囲の状況を含めた現況写真)
 - ③他人(国、県、市等含む)の所有、又は管理する土地又は物件(建物や工作物)に出す場合は、その許可書(道路占用許可書など)又は承諾書(土地使用承諾書など)
 - ④屋外広告物等点検報告書 [様式第11号]
 - ⑤委任状(代理人による申請の場合)
 - ⑥手数料
 - ※ 許可の期間の更新申請は、期間満了の日の15日前までに行ってください。なお、期間 満了の日を過ぎてしまった場合は、広告物を除却しなければならない場合があります。

3. 管理者制度

許可を受ける広告物で上端の高さが地上から4mを超えるものを設置する場合には、<u>広告物の管理者を置かなければなりません。</u><条例第18条>

また、管理者が置かれている場合は、広告物の安全点検は管理者が行わなければなりません。

- その管理者は、次のいずれかの資格を有する者でなければなりません。
 - ①本市の屋外広告業の登録を受けた者(※特例届出の場合も含む)
 - ②本市が開催する屋外広告物の講習会を修了した者
 - ③都道府県、指定都市又は中核市が開催する屋外広告物の講習会を修了した者
 - ④登録試験機関が広告物の表示等に関し必要な知識について行う試験に合格した者 (経過措置により、屋外広告士資格審査・証明事業に基づく屋外広告士を含む)
 - ⑤職業能力開発促進法に基づく職業訓練指導員の免許を受けた者、技能検定に合格した者又は職業訓練を修了した者であって、広告美術仕上げに係るもの
 - ⑥市長が、講習会の修了者と同等以上の知識を有するものと認定した者

4. 届出

許可を受けた屋外広告物や表示者、設置者又は管理者に次のようなことがあった場合には、<u>すみ</u>やかにその旨を届け出なければなりません。

- ①屋外広告物を除却した場合<条例第19条第2項>
 - 除却届「様式第12号]
- ②屋外広告物が滅失(風化等で消えてなくなる)した場合<条例第24条第4項>
 - ·屋外広告物等滅失届 [様式第19号]
- ③管理者を設置又は廃止した場合<条例第24条第1項>
 - · 屋外広告物等管理者設置(廃止)届「様式第16号]
- ④表示・設置者(管理者)を他の者に変更した場合<条例第24条第2項>
 - ・屋外広告物等表示・設置者(管理者)変更届「様式第17号]
- ⑤表示・設置者(管理者)自体の変更ではなく、その氏名(名称・住所)を変更した場合〈条簿24条第3項〉
 - ・屋外広告物等表示・設置者(管理者)氏名(名称・住所)変更届「様式第18号]

5. 許可手数料

許可申請をする場合は、屋外広告物の種類や面積に応じて、**許可手数料が必要となります。**

<条例第26条>

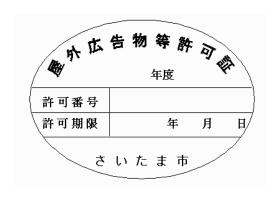
手数料の計算については、面積の小数点以下を切り上げて行います。また、広告物を複数申請する場合は、一つの広告物ごとに面積を計算し、手数料を算出していただきます。

	広告物の種類	単位	金額			
広 告 塔		1平方メートル	350円			
広 告 板		1平方メートル	350円			
紙製又は布製の立	看板	1個	170円			
前記以外の立看板		1個	350円			
置 き 看 板		1個	350円			
広 告 幕(つりさげを含む。)	1 張	350円			
広 告 旗		1本	350円			
電柱、街灯柱その	他これらに類するものの利用広告	1個	350円			
(はり紙及びはり札を除く。)						
標識利用広告		1個	170円			
アドバルーン		1個	1,750円			
アーチ利用広告		1 基	3,500円			
はり紙		50枚	350円			
はり札		10枚	350円			
自動車利用広告	広告宣伝用自動車を利用するもの	1台	2,000円			
日野牛州用四日	その他のもの	1 台	800円			

[※]はり紙で単位50枚未満のものは50枚として、又ははり札で単位10枚未満のものは10枚として計算する。

6. 許可の表示

許可を受けると許可証票 (シール) が交付されます。 **許可された屋外広告物に貼付してください**。 なお、 はり紙など、証票のなじみにくいものには許可の押印をします。 < 条例第14 条>



許可証票(シール)

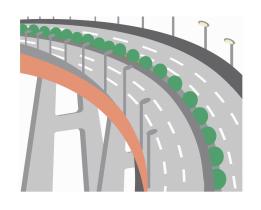


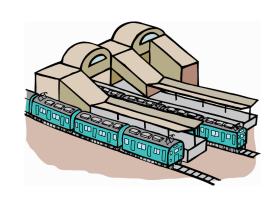
許可印

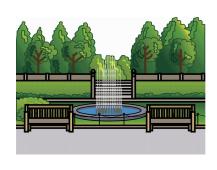
7. 禁止地域

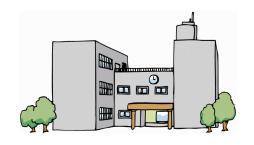
良好な景観又は風致を維持するために、本市では屋外広告物が出せない地域、区域、場所を「禁止地域」として、次のとおり定めています。<条例第3条>

- ①第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、風致地区、生産緑地地区
- ②市民農園整備促進法に規定する市民農園
- ③文化財保護法、埼玉県文化財保護条例等により指定された建造物とその周囲100m以内や史跡、 名勝、天然記念物として指定等された地域
- ④高速自動車国道、自動車専用道路、新幹線鉄道、東日本旅客鉄道、東武鉄道、埼玉高速鉄道の市内 全区間
- ⑤東北縦貫自動車道((通称)東北自動車道)のうち、一般県道吉場安行東京線との交差点から一般 県道蓮田杉戸線の交差点までの区間の路端から両側500m以内の市内の区域(路面高以下の空間 を除く)
- ⑥東北縦貫自動車道((通称)外かく環状道路)のうち、主要地方道さいたま草加線との交差点から 国道17号新大宮バイパス線との交差点までの区間の路端から両側200m以内の市内の区域(路面高以下の空間を除く)
- ⑦県道高速さいたま戸田線の路端から両側200m以内の市内の区域(路面高以下の空間を除く)
- ⑧都市公園法に規定する都市公園
- ⑨駅前広場
- ⑩官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、体育館及び公衆便所の建造物並びにその敷地
- ①当該用途に供する部分の床面積の合計が200㎡以上の博物館、美術館及び病院(診療所等を含む)の建造物並びにその敷地
- 迎古墳及び墓地
- ③社寺、教会及び火葬場の建造物並びにその境域









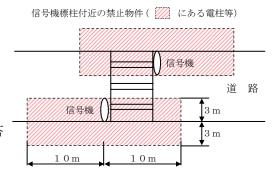


8. 禁止物件

屋外広告物を出してはいけない物件があり、以下のものを「禁止物件」として定めています。 禁止物件には、広告物を表示又は掲出物件を設置することができません。<条例第4条、第5条>

(1)屋外広告物の表示、設置を禁止する物件

- ①橋(歩道橋を含む)、トンネル、高架構造物及び分離帯
- ②石垣及び擁壁
- ③街路樹及び路傍樹
- ④信号機、道路標識、歩道さく、こま止め及び里程標
- ⑤信号機の設置された標柱の下端から道路に沿って前後 10mまでの地点の両側3m以内にある電柱、街灯柱 など
- ⑥消火栓、火災報知機、火の見やぐら
- ⑦郵便差出箱、信書便差出箱、電話ボックス、路上変電塔
- ⑧送電塔、送受信塔、照明塔、展望塔
- ⑨煙突、ガスタンク、水道タンク、その他のタンク
- ⑩形像、記念碑
- ①景観重要建造物、景観重要樹木



(2)はり紙、はり札、広告旗及び立看板の表示又は設置を禁止する物件

禁止物件に加えて、特にはり紙、はり札、広告旗及び立看板については、**国道・県道・市道の市内全区間及びこれらに面する場所にある電柱・街灯柱など**も禁止物件に指定しています。

9. 禁止広告物

次のような状態に該当する屋外広告物は、「**禁止広告物」となり、出すことができません。**

<条例第9条>

- ①著しく汚染したり、退色したり、塗料等のはく離したもの
- ②著しく破損、または老朽したもの
- ③倒壊や落下のおそれがあるもの
- ④信号機や道路標識などに類似するものやこれらの効用を妨げるようなもの
- ⑤ 道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの

10. 許可基準<条例第10条>

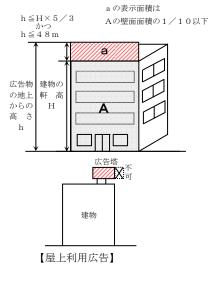
(1)屋外広告物を出すための共通基準

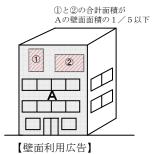
- ①広告物の地色に赤及び黄の原色又は黒色を使用していないこと
- ②同系統の中間色を使用することにより色調を整えてあること
- ③蛍光塗料、発光塗料又は反射塗料を使用していないこと
- ④裏面及び側面が美観を損なわないものであること

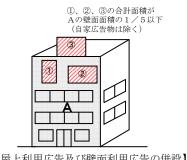
(2)**屋外広告物の基準**<規則別表第2>

①建造物を利用して出す広告物

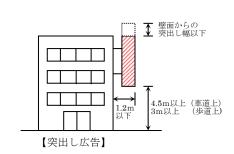
		・建築物の各面に対してその壁面面積の	
		1/10以下、又は総表示面積10㎡以下	
	表示面積	(木造建築物の場合は10㎡以下)	
		なお、複数の広告物を出す場合は、その	
灵		合計面積がこの基準以下	
Ŀ l		・地上からの高さが軒高の5/3以下で、か	
削 用	広告物の	つ48m以下。 ただし、5/3が12m	
広	上端の高さ	未満の場合は12m以下	
=		(木造建築物の場合は地上から 12m以下)	
		・壁面から突き出していないこと	
	その曲	・新幹線鉄道の路端から 500m以内の地域	
	-C 07 IE	は新幹線鉄道に向けての表示はしないこ	
		と (商業地域は除く)	
壁面利用広告	表示面積	・建築物の各面に対してその壁面面積の	
		1/5以下	
		なお、複数の広告物を出す場合は、その	
		合計面積がこの基準以下	
	用		・3階以上の階にある窓や開口部を一部で
		もふさがないこと	
	一 そ	その他	・新幹線鉄道の路端から500m以内の地
			域は新幹線鉄道に向けての表示はしない
		こと (商業地域は除く)	
広及屋	まこだほの	人引は 神物場のタブァリンマッの地でで	
♪上 達利		合計は、建築物の各面に対してその壁面面	
面用 飢広		以下(自家広告物は除く) ・ 生みび時売利用点生の其準に溶合すること	
刊告	*) 上 川 川 山	告及び壁面利用広告の基準に適合すること	
	広告物の		
	上端の高さ	・壁面高を超える場合は、突出し幅以下	
突	壁面からの	. 1 9 N.T	
出 し	出の実出し幅の	· 1.2 m以下	
<u>ム</u> 告		・道路上に突き出す場合の下端の高さは、	
i i	広音物の	歩道上→3 m以上	
		車道上→4.5 m以上	
	刊用広告 壁面刊用広告 及び壁面刊	型上引用式告 壁面引用式告 を出し式告 を出して	







【屋上利用広告及び壁面利用広告の併設】



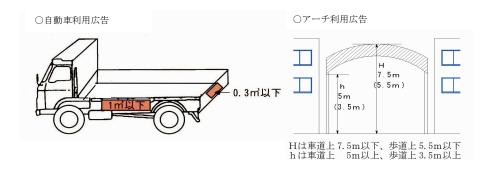
②建造物から独立して出す広告物

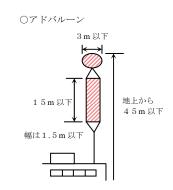
		広告物 (自家広告物以外)	自家広告物
	表示面積	・総表示面積は10㎡以下 なお、表裏2面以上に表示する場合は、 各面の面積の合計が10㎡以下	・1面の表示面積が30㎡以下で、 総表示面積は60㎡以下
市街化区域	広告物の上端の高さ	・地上から10m以下	
	そ の 他 ・道路上に突き出していないこと		・道路上に突き出していないこと。 ただし、道路上に突き出す場合 の下端の高さは歩道上にあって は路面から3m以上、車道上に あっては路面から4.5m以上
市	表示面積	・総表示面積は6㎡以下 なお、表裏2面以上に表示する場合は、 各面の面積の合計が6㎡以下	・総表示面積は30㎡以下 なお、表裏2面以上に表示する場合は、各面の面積の合計が30㎡ 以下
市街化調整区域	広告物の上端の高さ	・地上から10m以下	
	その他・道路上に突き出していないこと		・道路上に突き出していないこと。 ただし、道路上に突き出す場合 の下端の高さは歩道上にあって は路面から3m以上、車道上に あっては路面から4.5m以上

(注) 「自家広告物」とは、自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示する広告物又はこれを掲出する物件をいいます。

③その他の屋外広告物

広告物の種類	許可の基準				
バス停上屋利用広告	・表示面積は、1面につき2㎡以下				
広 告 幕	・大きさは、長さ15m以下×幅1.2m以下 ・路面から下端までの高さは、5m以上(道路上)				
広 告 旗	・表示面は、縦1.8m以下×横0.6m以下 ・上端の高さは、3m以下 ・道路上に突き出していないこと ・表示者の連絡先の明示				
電柱、街灯 補 付 広 告 柱 等 利 用 広 告	・大きさは、縦1.2 m以下、出幅0.6 m以下 ・路面から下端までの高さは、歩道上3 m以上、車道上4.5 m以上 ・車道寄りの歩道部分に位置する電柱や街灯柱等の場合は、歩道の中心部に 向けて突き出されていること				
巻 付 広 告	・上端の高さは、地上から3.2 m以下 ・下端の高さは、地上から1.2 m以上				
はり紙・はり札	・表示面積は、1 ㎡以下 ・同一の場所又は物件に並べて表示しないこと ・はり札にあっては、表示者の連絡先の明示				
立 看 板	・大きさは、縦1.8m以下(脚部を含む)×横0.6m以下 ・同一の場所又は物件に並べて表示しないこと ・表示者の連絡先の明示				
置 き 看 板	・表示面積は、2㎡以下 ・上端の高さは、2m以下 ・道路上に突き出していないこと				
アドバルーン	・気球の大きさは、直径3m以下・広告幕(網)の大きさは、長さ15m以下×幅1.5m以下・上端の高さは、地上から45m以下				
アーチ利用広告	・路面から上端までの高さは、歩道上5.5m以下、車道上7.5m以下 ・路面から下端までの高さは、歩道上3.5m以上、車道上5m以上 ・支柱部の広告は、上端が地上から3m以下、下端が地上から1.2m以上				
標識利用広告	・表示面積は、0.5㎡以下				
広告宣伝用自動車 自動車 を利用するもの	・広告宣伝用自動車であること				
利用広告 その他のもの	・表示面積は、各側部1㎡以下、後部0.3㎡以下				





11. 適用除外

広告物の中には、社会生活上最低限必要と思われるもの、公共的なものなど、掲出目的や表示面 積等の一定の基準に適合する場合に限り、条例の規制が適用されないものがあります。

広告物の区分によって、適用除外となる屋外広告物 (禁止地域、禁止物件、許可等の規定、基準の全部又は一部が適用されない広告物) については以下の表のとおりです。

なお、自家広告物の基準については次頁に掲載しています。

適用除外<条例第7条>(基準:規則別表第1)

広告物の区分	内容	禁止地 域でも 出せる	禁止物 件でも 出せる	はり紙 等の禁 止物件	許可不要で出せる	守るべき基準や条件
法令の規定により表示す る広告物	建築基準法、道路法、その他の法令の規 定に基づき表示するもの	0	0	0	0	
選挙運動のために表示す る広告物	公職選挙法による選挙運動期間中に、同 法の規定に基づき表示するもの	0	0	0	0	
国等が表示する広告物	国、地方公共団体等が公共的目的をもっ て表示するもの	0	0	0	0	
公益施設等の名称を表示 する広告物	公益上必要な施設又は物件にその名称を 表示するもの	Δ	Δ	Δ	Δ	次頁の禁止地域等以外の基準に適合する こと
寄贈者名を表示するため の広告物	公益上必要な施設又は物件に寄贈者名等 を表示するもの	Δ	Δ	\triangle	Δ	表示面積は、表示方向から見た施設等の面 積の1/20以下で、かつ0.5㎡以下
自家広告物	自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示するもの	*	Δ	×	*	※次頁の基準に適合すること △以下に掲げるもののみ 石垣、擁壁 → 5 ㎡以下 送電塔、展望塔、ガスタンクなど→15 ㎡以下
管理用広告物	自己の管理する土地又は物件に管理上の 必要に基づき表示するもの	\triangle	0	0	\triangle	△1個の表示面積が2㎡以下であること
冠婚葬祭用の広告物	冠婚葬祭、祭礼のため一時的に表示する もの	0	×	0	0	
催し物用の広告物	講演会、展覧会、音楽会等のために、そ の会場の敷地内に表示するもの	0	×	×	0	
	タクシーを利用して表示するもの	Δ			Δ	表示面積は、各側部1㎡以下、後部は 0.3㎡以下であること
自動車に表示される広告 物	バスを利用して表示するもの	Δ			Δ	表示面積は、底部を除く表面積の3/10 以下で窓、ドア等のガラス面には表示しな いこと
	自己の乗用車又は貨物自動車を利用して 表示するもの	Δ			Δ	自己の氏名、店名、会社名等及び商標、商 品名等のみの表示であること
公共掲示板に表示する広 告物	地方公共団体が設置する公共掲示板に、 その団体等の許可を得て表示するもの	0			0	
人、動物、車両、船舶に 表示する広告物	人、動物、車両(自動車を除く)、船舶を 利用して表示するもの	\triangle			Δ	営利を目的とする広告物であって、自転車 等を利用するものは不可
案内用の広告物	公共目的又は公衆の利便に供する目的の ために表示する道標、案内図板など	Δ	×	×	×	表示面積が10㎡以下であること
		×	×	0	×	下記以外
営利を目的としない立看 板など広告物	政治、労働、宗教等の営利を目的としない活動のためのはり紙、はり札、広告旗及び立看板	×	×	0	Δ	△以下に掲げるものであること ・表示の始期と終期を明示 ・表示期間は15日以内 はり紙 ・表示面積1㎡以下 はり札・はり札は表示者の氏名、住所を明示 ・縦1.8m以下×横0.6m以下 ・表示者の氏名、住所を明示 ・表示面が縦1.8m以下×横0.6m以下 ・表示者の氏名、住所を明示 ・表示面が縦1.8m以下×横0.6m以下 ・表示者の氏名、住所を明示 ・地上から3m以下
工事現場の仮囲いに表示 する広告物	宣伝を目的とせず、周囲の景観に調和した絵又は写真	0	×		0	・道路上に突き出していない 工事施工者等の氏名、名称、店名又は商標 を表示する場合は、仮囲いの平面積の 1/20以下であること
煙突、ガスタンク、水道 タンク等に表示する広告物	宣伝を目的とせず、周囲の景観に調和し た絵又は写真	×	0		×	

(凡例) ○認められるもの △一部認められるもの ×認められないもの

適用除外を受けられる自家広告物(基準:規則別表第1、別表第2)

		地域区分	禁止地	域等内	禁止地域等以外		
広告物	かの種類	許可の要否	許可不要で出せる	許可を得れば出せる	許可不要で出せる		
	屋	表示面積	表示面積の合計が 5 ㎡以下	表示面積の合計が建築物の各面 に対してその壁面面積の1/10 以下、又は10㎡以下 (木造建築物の場合は10㎡以下)	表示面積の合計が建築物の各面 に対してその壁面面積の1/10 以下、又は10㎡以下 (木造建築物の場合は10㎡以下)		
建造物	屋上利用広告	広告物の上端 の高さ	地上から10m以下で 広告物自体の高さは2m以下	地上からの高さが軒高の5/3以下で、かつ48m以下 ただし、軒高の5/3が12m未満の場合は12m以下 (木造建築物の場合は地上から12m以下)	地上からの高さが軒高の5/3以下で、かつ48m以下 ただし、軒高の5/3が12m未満の場合は12m以下 (木造建築物の場合は地上から12m以下)		
を		その他	壁面から突き出していないこと	壁面から突き出していないこと	壁面から突き出していないこと		
利用しっ	壁面	表示面積	表示面積の合計が 5 ㎡以下	表示面積の合計が 1 0 ㎡以下	表示面積の合計が建築物の各面 に対してその壁面面積の1/5以 下		
て 出 す	利用広	広告物の上端 の高さ	軒高以下	軒高以下	制限なし		
g 広 告	広告	その他	3 階以上の階にある窓等を ふさがないこと	3 階以上の階にある窓等を ふさがないこと	3 階以上の階にある窓等を ふさがないこと		
物	突出し広告	表示面積	表示面積の合計が 3 ㎡以下	表示面積の合計が 6 ㎡以下	制限なし		
				広告物の上端 の高さ	軒高以下	壁面高を超える場合は、 突出し幅以下	壁面高を超える場合は、 突出し幅以下
		壁面からの 突出し幅	1 m以下	1.2m以下	1.2m以下		
	П	広告物の下端 の高さ	制限なし ただし、道路上に突き出していな いこと	道路上に突き出す場合 歩道上→3m以上 車道上→4.5m以上	制限なし ただし、道路上に突き出していな いこと		
		表示面積	5 ㎡以下	10㎡以下	10㎡以下		
建造	物か	広告物の上端 の高さ	地上から4m以下	地上から10m以下	地上から10m以下		
ら独: た広		設置個数	2個	3個	3 個		
		その他	道路上に突き出していないこと	道路上に突き出す場合 歩道上→3 m以上 車道上→4.5 m以上	道路上に突き出していないこと		
広告 (つり		広告物の長さ	10m以下	15m以下	1 5 m以下		
く 含 を		広告物の幅	1 m以下	1.2m以下	1.2 m以下		
		表示面積	縦1.8m以下×横0.6m以下	2 ㎡以下	2 ㎡以下		
広告	旗	高さ	3m以下	3m以下	3 m以下		
		その他	道路上に突き出していないこと	道路上に突き出していないこと	道路上に突き出していないこと		
はり	札	表示面積	1 ㎡以下	はり紙、はり札は1㎡以下 立看板は2㎡以下	はり紙、はり札は1㎡以下 立看板は2㎡以下		
立看	100	その他	道路上に突き出していないこと	道路上に突き出していないこと	道路上に突き出していないこと		
		表示面積	1 ㎡以下	2 ㎡以下	2 ㎡以下		
置き	看板	上端の高さ	地上から1m以下	2 m以下	2 m以下		
		その他	道路上に突き出していないこと	道路上に突き出していないこと	道路上に突き出していないこと		

※ この表に掲げる種類以外の広告物や、禁止地域等以外の基準を超えるもの(屋上利用広告及び壁面 利用広告の基準は除く。)については、通常の許可基準になります。(p7~9を参照)

12. 屋外広告業の登録

(1)屋外広告業とは

屋外広告業とは、屋外広告物の表示、又は掲出物件の設置を行うことです。元請け・下請けといった形態の如何は問いません。

※単に屋外広告物の印刷、製作等を行うだけで、実際に屋外広告物の設置等を行わない場合(広告代理店・看板製作業など)は、屋外広告業に該当しません。

(2)屋外広告業の登録

さいたま市内で屋外広告物の表示、設置の営業を行おうとする者は、**登録を受けなければなりません。**<条例第27条>

また、さいたま市では、平成25年8月1日より、**特例届出制度**を導入しています。これにより、 埼玉県で屋外広告業の登録を受け、さいたま市に届出をした場合は、さいたま市へ登録したものと みなし、さいたま市内で屋外広告業を行うことができます。

埼玉県で屋外広告業の登録を受けている場合は特例届出制度の対象となります。届出の手続き方 法や、特例届出制度の詳細についてはp17「13.特例届出制度」を参照してください。

※市内に営業所等がない場合でも、市内で屋外広告物の設置等を行う場合は、登録が必要です。 ※屋外広告物の工事施行者は、登録が必要です。

また、<u>営業所ごとに、</u>法令の規定の遵守や広告物の安全確保等に係る業務の総括に関することを 行う、**業務主任者を選任しなければなりません。**

(業務主任者は、p3「3.管理者制度」に掲げる②~⑤のいずれかの資格が必要です。)

(3)屋外広告業を行う場合の登録申請手続き

さいたま市内で営業を行う方は、さいたま市への登録申請及び、手数料の納付が必要となります。 手続きの方法については、以下をご覧ください。

※特例届出制度の導入により、以下の手続きで申請を行うのは、<u>さいたま市内のみ</u>で屋外広告業を行う方が対象となります。

◎登録申請の流れ

屋外広告業 登録の申請の審査[市]
「事請書類等
の審査[市]
「事の送付[市]
「事の送付[市]
「事数料の納付」
「最外広告業登録
「通知書の送付[市]

◎屋外広告業の登録申請に必要な書類<規則第22条>

登録申請者の区分	法人	個人	
必要な書類等	<u></u> 本 八	成年者	未成年者
屋外広告業登録申請書 [様式第20号]	0	0	0
誓約書 [様式第21号]	0	0	0
略歴書 [様式第22号]	〇 ※役員全員	0	〇 ※本人+法定代理人
登記履歴事項証明書(申請日前3ヶ月以内に発行されたもの)	0		
住民票の抄本(申請日前3ヶ月以内に発行されたもの)		0	○ ※本人+法定代理人
業務主任者の資格を証する書面(※)のコピー (業務主任者は、 <u>営業所ごと</u> に選任してください。)	0	0	0

※「業務主任者の資格を証する書面」とは、以下のいずれかの書面です。-

- ・屋外広告士登録証又は屋外広告士合格証書
- ・屋外広告物講習会修了証書(他の都道府県、指定都市、中核市が実施した講習会の修了証書を含む)
- ・職業訓練指導員免許証、技能検定合格証書又は職業訓練課程修了証(いずれも広告美術仕上げに係るもの)

◎手数料

屋外広告業の登録申請(更新の登録申請を含む)の際には、<u>1件につき10,000円の手数料</u>が必要となります。登録申請後、市から申請者等へ手数料納入通知書を送付いたしますので、<u>市の</u>指定金融機関で納入してください。

(4)屋外広告業の更新の登録

登録の有効期間は<u>5年間</u>です。登録の有効期間満了後も引き続き市内で営業を行う場合は、登録の**有効期間満了日の30日前まで**に、更新の登録申請をしなければなりません。<条例第27条>

- ◎更新の登録申請に必要な書類<規則第22条>
 - ①「**屋外広告業の登録申請**」と同じ書類等(p13を参照)
 - ②屋外広告業登録通知書「様式第24号」のコピー

(5)登録の拒否

登録申請書及び添付書類のうち**重要な事項について虚偽の記載**があり、もしくは**重要な事実の記載が欠けている場合**のほか、**登録申請者が次のいずれかに該当するときは、登録を受けることができません。**<条例第27条の4>

- ①登録を取り消され、その取り消しの日から2年を経過しない者
- ②登録を取り消された屋外広告業者(法人)の役員であった者(取消しがあった日前30日以内に役員であった者に限る)で、取消しがあった日から2年を経過しないもの
- ③営業の停止を命じられ、その停止の期間が経過しない者
- ④屋外広告物条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、 又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ⑤法人の役員、又は屋外広告業に関して成年者と同一の行為能力を有しない未成年者の法定代理人 (法定代理人が法人である場合にあってはその役員を含む)が、①から④のいずれかに該当する者
- ⑥営業所ごとに業務主任者を選任していない者

(6)変更の届出

登録の内容に変更があったときは、変更があった日から30日以内に<u>変更の届出をしなければなりません。</u><条例第27条の5>

◎変更の届出に必要な書類<規則第26条>

必要書類(各種証明書等は提出目前の3ヶ月以内のものとする)

- ①個人の場合
 - ・氏名又は住所の変更⇒屋外広告業登録事項変更届出書 [様式第26号] 住民票
 - ・法定代理人の変更⇒屋外広告業登録事項変更届出書 [様式第26号] 法定代理人の誓約書

略歷書

住民票(法人である場合は、登記事項証明書)

②法人の場合(下表参照)

必要な書類等	変更届出書	誓約書	略歴書	登記履歴	備考
変更に係る事項	[様式第26号]	[様式第21号]	[様式第22号]	事項証明書	1/用 右
・会社の名称	0	_	_	0	(有)⇒(株)の場合も含む
・会社の住所※1	0	1	_	0	
• 代表者					
①現役員⇒代表者	0	_	_	0	
②新役員⇒代表者	0	0	○注)	0	注)新役員のみ略歴書が要
営業所の名称	0	_	_	Δ	△登記に記載がある場合のみ
・営業所の所在地	0	_	_	Δ	必要な添付書類あり※2
・役員の氏名変更					
①追加(新規)	0	0	0	0	
②役員の減	0	_	_	0	
・業務主任者の変更					
①氏名+住所+営業所	0	_	_	_	必要な添付書類あり※2、※3
②住所	0	_	_	_	必要な添付書類あり※2

- ※1 営業所の所在地が同じ場合、会社の住所変更時には営業所の所在地の変更も必要です。
- ※2 登録申請書 [様式第20号] 裏面に記載後、添付
- ※3 講習会修了証書など業務主任者の資格を証する書面の写し

(7)廃業等の届出

屋外広告業を廃止等した場合は、30日以内に<u>廃業の届出をしなければなりません。</u><条例第27条の6>

◎廃業等の届出に必要な書類<規則第27条>

個人、法人ともに屋外広告業廃業等届出書 [様式第27号] のみ

※個人で登録申請をした者が、法人へ登録の変更をする場合には、個人としての廃業届を提出 後、法人としての新規登録が必要となります。

(8)標識の掲示

屋外広告業者は、営業所の見やすい場所に、屋外広告業者登録票を掲示しなければなりません。

<条例第29条の2>

	屋外広告業者標識	
氏名又は名称		
法人である場合の 代表者の氏名		
登録番号 又は届出番号		
登録年月日 又は届出年月日		
営業所名		
の営業所に置かれて いる業務主任者の氏名		

(9)帳簿の備付け

屋外広告業者は、営業所ごとに次の内容を記載した<u>帳簿を備えなければなりません。</u>

<条例第29条の3>

また、作成した帳簿は各事業年度の末日で閉鎖し、**閉鎖後5年間保存**しなければなりません。

◎帳簿の記載内容

- ①注文者の氏名又は名称及び住所
- ②広告物の表示場所
- ③広告物の名称又は種類及び数量
- ④表示年月日
- ⑤請負金額

※ 帳簿は、電子データでの作成・保存も可とします。

13. 特例届出制度

(1)特例届出制度とは

さいたま市では平成25年8月1日から、特例届出制度を導入しています。

特例届出制度とは、**埼玉県において屋外広告業の登録を受けている**方が、その旨を**さいたま市に届出することにより、さいたま市に登録したものとみなし**、さいたま市内で屋外広告業を行える制度です。<条例第29条の5>

(2)特例届出制度に係る手続きの内容

1) 現在さいたま市に登録していない方

①さいたま市内と埼玉県内(さいたま市を除く)で屋外広告業を行う場合

・埼玉県へ登録を行った後、すみやかにさいたま市へ特例届出を提出してくだい。

②今後、さいたま市内のみで屋外広告業を行い、埼玉県への登録をしない場合

- ・特例届出の対象にはなりません。
- ・さいたま市への登録申請を行ってください。詳細はp13「(3)屋外広告業を行う場合 の登録申請手続き」を参照してください。

2) 現在さいたま市に登録している方

①既に埼玉県に登録をしている場合

- ・現在の市の登録有効期限までは有効です。
- ・有効期限が切れる前までさいたま市に特例届出を提出してください。
- ・ただし、現在の登録内容に変更等があった場合(※)は、すみやかに**さいたま市へ特例届出を提出**してください。

※ p 1 4 「(6) 変更の届出」に該当する場合となります。

②これから埼玉県に登録する場合

- ・現在の市の登録有効期限までは有効です。
- ・有効期限が切れる前までに、埼玉県に登録をした際には、すみやかに**さいたま市へ特例届** 出**を提**出してくだい。

③今後も、さいたま市内のみの営業で、埼玉県への登録をしない場合

- ・特例届出の対象にはなりません。
- ・更新をされる方は有効期限の 1_{F} 月までに更新申請をしてください。詳細はp14「(4) 屋外広告業の更新の登録」を参照してください。

(3)特例届出制度の届出手続き

特例届出を行う際には、以下の書類について、さいたま市に届出をしなければなりません。

◎特例届出に必要な書類等<規則第33条>

必要な書類等

特例屋外広告業届出書[様式 36 号]

埼玉県の屋外広告業登録通知書のコピー

業務主任者の資格を証する書面のコピー

(営業所ごとに選任してください)

返信用封筒(届出済証を送付するためのもの)※角形2号に切手を添付する

(4)特例届出制度に係る変更届出の手続き

特例届出をさいたま市に届出した後、以下の内容に変更がある場合は、さいたま市へ特例屋外広告業変更届出書[様式第38号] を提出しなければなりません。

なお、埼玉県への登録内容に変更がある場合は、先に埼玉県への変更届出を行う必要があります。

- ① 会社の名称、住所、代表者の変更(個人の氏名、住所)
- ② 営業所の名称、所在地の変更
- ③ 業務主任者の変更
- ④ 埼玉県の登録番号、登録年月日、有効期限の変更 (埼玉県の登録を更新した場合など)

○特例届出の変更届出に必要な書類<規則第34条>

必要な書類等変更に係る事項	特例屋外広告業変更届出書 [様式 38号]	埼玉県の 登録事項変更届出書 のコピー ※2(県の受付印 のあるもの)	埼玉県の 登録通知書 のコピー ※3(更新した際の登録通知)	業務主任者の 資格を証する書面 のコピー	[様式 36 号] の裏面	返信用封筒 (届出済証を送 付するため) ※角形 2 号に 切手を添付す る
・会社の名称(個人の氏名) ・会社(個人)の住所※1 ・会社の代表者	0	0		_	_	0
・営業所の名称 ・営業所の所在地	0	_	_	_	0	0
・業務主任者	0	_	_	0	0	0
・埼玉県の登録番号 登録年月日 有効期限満了日 (県の更新登録をした 場合など)	0	_	0	_	_	0

- ※1 営業所の所在地が同じ場合、会社の住所変更時には営業所の所在地の変更も必要です。
- ※2 埼玉県に提出する変更届出書のコピーに、埼玉県の受付印をもらって下さい。
- ※3 埼玉県の登録を更新した際に県から送付される通知書のコピーをご提出下さい。

(5)特例届出制度に係る廃業届出の手続き

個人、法人ともに、特例届出による屋外広告業の登録を抹消する場合は、特例屋外広告業廃業届出書[様式第39号]を提出しなければなりません。

- ◎特例届出の廃業届出に必要な書類<規則第35条>
- ·特例屋外広告業廃業届出書 [様式第39号]

14. 除却義務

屋外広告物を表示する必要がなくなったときや許可期間が満了したとき、又は許可が取り消されたときには、5日以内にその**屋外広告物を除却しなければなりません。**<条例第19条>

また、除却する屋外広告物が許可を受けたものであるときは、**除却した旨を届け出なければなりません。**

15. 処分・罰則

(1)許可の取り消し

許可の条件に違反したり、許可を受けないで変更、改造を行った場合には許可を取り消すことがあります。<条例第20条>

(2)違反広告物に対する措置

条例に違反した屋外広告物は、除却命令などの措置を命じられる場合があります。<条例第21条>

《違反例》

- ・屋外広告物を禁止地域や禁止物件等に表示・設置する
- ・許可を受けずに表示・設置する
- ・屋外広告物の管理を怠る
- ・除却義務に違反する

また、これに応じない場合は、強制的に除却することがあります。

(3)違反業者に対する処分

条例に違反して屋外広告業を営んだ場合など、登録の取消しや営業停止命令などの処分がされることがあります。<条例第29条の4>

《処分の対象となる行為の例》

- ・不正に屋外広告業の登録を受ける
- ・登録拒否の要件に該当する
- ・登録事項変更の届出をしない
- ・特例届出、特例の変更届出をしない
- ・屋外広告物条例又は条例に基づく処分に違反する などがあります。

(4)罰則·過料

屋外広告物条例に違反した場合は、最高で1年以下の懲役又は50万円以下の罰金刑に処せられることがあります。<条例第33条~第37条>

※違反行為をした行為者を罰するほか、その法人なども罰せられます。

また、違反内容によっては、5万円以下の過料に処せられることがあります。<条例第38条>

《違反例》

- ・屋外広告物を禁止地域や禁止物件等に表示・設置する
- ・許可を受けずに表示・設置する
- ・除却義務に違反する
- ・特例届出、特例の変更届出をしない
- 登録を受けないで屋外広告業を営む などがあります。



問い合わせ・申請・届出先

《屋外広告物の許可に関すること》

屋外広告物の設置場所が、<u>西区、北区、大宮区、見沼区、岩槻区</u>の場合 〒330-8501 さいたま市大宮区大門町3-1 (大宮区役所内) 都市局 北部都市・公園管理事務所 管理課 1km 0 4 8-6 4 6-3 1 7 8

屋外広告物の設置場所が、中央区、桜区、浦和区、南区、緑区の場合 〒338-8686 さいたま市中央区下落合5-7-10(中央区役所内) 都市局 南部都市・公園管理事務所 管理課 12048-840-6178

《屋外広告業の登録に関すること》

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤 6-4-4 (さいたま市役所 8 階) 都市局 都市計画部 都市計画課 \mathbb{L} 0 4 8 - 8 2 9 - 1 4 0 9